
4 0 1 9. 積荷目録情報登録

業務コード	業務名
M F R	積荷目録情報登録

1. 業務概要

本船利用船会社単位（共同運航の場合は、各本船利用船会社の自社単位）に積荷目録情報を登録する。
積荷目録提出前のB/L情報または空コンテナ情報の追加も本業務で行う。
なお、本業務は「積荷目録提出（DMF）」業務が行われるまで行うことができる。

2. 入力者

船会社、船舶代理店

3. 制限事項

- ① 1 B/Lで指定可能なコンテナ番号は最大200件とする。
 - ② 1 コンテナで指定可能なB/L番号は最大100件とする。
 - ③ 1 業務で入力可能なコンテナ番号は最大200件とする。
 - ④ 1 船舶情報^{*1}（船会社コードを除く）に対して本業務を行える利用船会社数は、最大20件とする。
 - ⑤ 1 船舶情報（船会社コードを除く）に対して指定できるコンテナオペレーション会社数は、最大5件とする。
 - ⑥ 1 船舶情報（船会社コードを除く）に対して登録可能なB/L番号及びコンテナ番号は、合計で最大9999件とする。
- （*1）船舶情報とは、以下の4項目を指す（以下、同様）。
- ① 船舶コード
 - ② 船会社コード
 - ③ 船卸港コード
 - ④ 船卸港枝番

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ① システムに登録されている利用者であること。
- ② 船舶代理店の場合は、入力された船卸港において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されていること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（3）積荷目録管理DBチェック

入力された船舶情報に係る積荷目録管理DBが存在する場合は、当該港の積荷目録情報についてDMF業務が行われていないこと。

（4）積荷目録情報CY一括訂正管理DBチェック

入力された船舶情報に対して、「積荷目録情報CY一括訂正（CMC）」業務による内部処理中でないこと。

（5）貨物情報DBチェック

B/L番号が入力された場合で、当該B/L番号に対する貨物情報DBが存在する場合は、以下のチェックを行う。

- ① 予備申告で作成した貨物情報DBであるか、または「ハウスB/L貨物情報登録（NVC01）」業務で作成され、混載親の旨が登録された貨物情報DBであること。
- ② 既に入力された船舶情報（船会社コードを除く）に係る積荷目録情報が登録されていないこと。

③システム外搬入確認された貨物でないこと。

④到着即時輸入申告扱いまたは貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされている場合は、本申告起動前であること。

(6) コンテナ情報DBチェック

入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報DBが存在する場合は、以下のチェックを行う。

①コンテナに登録可能なB/L件数を超えないこと。

②登録済のコンテナ情報DBの船舶情報と、入力され船舶情報が同一であること。ただし、仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港の「船積確認登録(CCL)」業務が行われていない場合を除く。

③実入コンテナの旨が入力された場合は、実入コンテナとして登録されていること。

④空コンテナの旨が入力された場合は、空コンテナとして登録されていること。

⑤仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のCCL業務が行われる前に次港に対する登録を行う場合は、前港でのDMF業務が行われていること。

⑥仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のCCL業務が行われる前に次港に対する登録を行う場合は、登録されている以下の項目が入力された内容と同一であること。

- ・船積港コード
- ・空/実入りコンテナ表示
- ・コンテナサイズコード
- ・コンテナタイプコード
- ・コンテナ所有形態コード

⑦輸出コンテナとして登録されていた場合は、最新更新年月日から一定期間経過していること。

(7) 仮陸揚空コンテナ次港情報DBチェック

コンテナ情報DBに仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のCCL業務が行われていない場合は、以下のチェックを行う。

①前港の情報が登録されている場合は、前港でのDMF業務が行われていること。

②輸入空コンテナである旨が登録されている場合は、登録済の船舶情報と、入力された船舶情報が同一であること。

(8) 船舶DBチェック

入力された船舶コードに対する「船舶基本情報登録(VBX)」業務または「船舶基本情報等事前登録(WBX)」業務が行われていること。

(9) 包括保税運送DBチェック

包括保税運送を行う旨の入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①入力された包括保税運送承認番号の包括保税運送DBが存在すること。

②本業務入力者と包括保税運送DBに登録されている包括保税運送承認を受けた利用者が同一であること。

③本業務入力年月日が運送承認期間を過ぎていないこと。

④コンテナオペレーション会社コードが「99999」以外の場合は、当該社が管理する保税地域と、包括保税運送承認を受けた発送地が同一であること。

(10) 出港前報告情報DBチェック

「出港前報告B/L関連付け(BLL)」業務により変更後B/Lである旨が登録されている場合は、「BLL業務が行われた際に入力された変更前B/Lに登録されている船舶情報(船卸港および船卸港枝番を除く)および船積港」と「入力された船舶情報(船卸港および船卸港枝番を除く)および船積港」が同一であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 仮陸揚届出番号の払出し処理

仮陸揚識別が入力された場合は、仮陸揚届出番号をシステムで払い出す。

なお、仮陸揚空コンテナの登録の場合は、1コンテナ毎に仮陸揚届出番号をシステムで払い出す。

(3) 積荷目録管理DB処理

①積荷目録管理DBが存在しない場合は、入力された船舶情報に対する積荷目録管理DBを作成する。

②入力された情報を登録する。

③船舶情報およびCY毎の船卸予定B/L件数及び船卸予定空コンテナ件数を加算する。

④船舶情報およびCY毎に包括保税運送承認番号が登録されたB/L件数を加算する。

(4) 出港前報告情報不一致判定処理

入力されたB/L番号が以下の条件をすべて満たす場合に判定を行う。

①コンテナ詰貨物である。

②コンテナタイプコードが「PL」以外のコンテナが入力されている。

③仮陸揚貨物の旨が入力された場合は、最終仕向地コードが国外港でない。

④船積港が国内港でない。

(A) 出港前報告未済判定

「出港前報告(AMR)」業務または「出港前報告訂正(CMR)」業務(以下、「AMR業務等」という。)により出港前報告が行われていることを判定する。

(B) 出港日時報告未済判定

「出港日時報告(ATD)」業務により出港日時報告が行われていることを判定する。

(5) 貨物情報DB処理

B/L番号が入力された場合は、以下の処理を行う。

(A) 共通処理

①貨物情報DBが存在しない場合は、入力されたB/L番号に対する貨物情報DBを作成する。

②入力された貨物情報を登録する。

③到着即時輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ、以下の条件をいずれか満たす場合は、予備申告(搬入確認登録時本申告自動起動)を行う旨に変更する。

・当該港と申告に係る船卸港が同一でない。

・在来貨物である。

・コンテナオペレーション会社コードに「99999」が入力されている。

④貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ、以下の条件をすべて満たす場合は、予備申告(搬入確認登録時本申告自動起動)を行う旨に変更する。

・当該港と申告に係る船卸港が同一でない。

・輸入貨物である。

(B) 出港前報告情報処理

以下の条件をすべて満たす場合に処理を行う。

①コンテナ詰貨物である。

②コンテナタイプコードが「PL」以外のコンテナが入力されている。

③仮陸揚貨物の旨が入力された場合は、最終仕向地コードが国外港でない。

④船積港が国内港でない。

- (a) 出港前報告情報不一致判定処理（出港前報告未済判定、出港日時報告未済判定）の結果を登録する。
 - (b) A T D業務が行われている場合は、出港前報告情報DBに登録されている出港日時（A T D業務で入力された日時）を登録する。
- (6) コンテナ情報DB処理
- コンテナ番号に入力がある場合は、以下の処理を行う。ただし、仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のC C L業務が行われていない場合を除く。
- ①入力されたコンテナ番号に対するコンテナ情報DBが存在しない場合は、コンテナ情報DBを作成する。
 - ②入力されたB／L番号を登録する。
 - ③B／L件数を加算する。
 - ④入力されたコンテナ情報を登録する。
 - ⑤卸コンテナ自動抽出対象外識別に「A」が入力された場合は、卸コンテナ情報登録処理において自動抽出しない。
- (7) 仮陸揚空コンテナ次港情報DB処理
- コンテナ情報DBに仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のC C L業務が行われていない場合は、入力されたコンテナ番号に対する仮陸揚空コンテナ次港情報DBを作成し、入力されたコンテナ情報を登録する。
- (8) 出力情報出力処理
- 後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。
- (9) 注意喚起メッセージ出力処理
- ①入力された最終仕向地コードまたは荷渡地コードの3桁目から3文字分を「Z Z Z」に変換（バスケットコードに変換）して処理を行った場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。コード変換処理の詳細については「入力項目表」を参照。
 - ②出港前報告情報不一致判定処理において、出港前報告未済または出港日時報告未済と判定した場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に併せて出力する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
到着即時申告予定コンテナ情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) コンテナ貨物である (2) 当該貨物に到着即時輸入申告扱いの予備申告の登録がされている (3) コンテナオペレーション会社コードに「99999」以外が入力されている	C Y

7. 特記事項

- (1) 出港前報告未済または出港日時報告未済の注意喚起メッセージ（前述5. - (8) -②）について
E D I F A C TにおけるマルチB／L電文の場合は、B／Lに関連する全てのコンテナのタイプコードが「P L」の場合であっても、注意喚起メッセージを出力する。

(2) 仮陸揚空コンテナに対する留意点

仮陸揚空コンテナに対して、前港のＣＣＬ業務が行われる前に本業務が行われた場合、入力されたコンテナ情報は仮陸揚空コンテナ次港情報ＤＢに登録する。

この場合、コンテナ情報ＤＢの前港情報から次港情報への切り替えは、前港のＣＣＬ業務または次港の「船卸確認登録（個別）（ＰＫＫ）」業務または「船卸確認登録（一括）（ＰＫＩ）」業務において行うため、これらの業務が行われる前に「コンテナ情報照会（ＩＣＮ）」業務または「積荷目録状況照会（ＩＭＩ）」業務が行われた場合は、前港情報として抽出または照会されるため留意する必要がある。